

奈良県告示第三百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
家畜伝染病の発生があつた旨、次のとおり届出があつた。

令和七年一月十日

奈良県知事 山下 真

一 家畜伝染病の種類

伝達性海綿状脳症

二 家畜の種類

めん羊

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

山辺郡山添村

五 発生年月日

令和六年十二月二十五日

六 その他参考となるべき事項

非定型